令和4年6月17日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号) 閣法

Law RevisionID:347AC0000000113_20220617_504AC0000000068

昭和四十七年法律第百十三号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等(第五条—第十条)

第二節 事業主の講ずべき措置等(第十一条一第十三条の二)

第三節 事業主に対する国の援助 (第十四条)

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等(第十五条—第十七条)

第二節 調停 (第十八条—第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条—第三十二条)

第五章 罰則(第三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのつとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

- 第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者 にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることを その基本的理念とする。
- 2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

- 第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する 施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定める ものとする。
- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
 - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、 意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、 労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要 を公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

- 第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。
- 第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いを してはならない。
 - 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
 - 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定める もの
 - 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
 - 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者 の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その 他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労

働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の 実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実 施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを 講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ず ることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

- **第九条** 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。
- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和 二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しく は同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚 生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱 いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

- 第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と 読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置等

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

- 第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力 した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱い

をしてはならない。

- 3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を 求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切か つ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものと する。
- 5 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合に おいて、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」 と読み替えるものとする。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務)

- 第十一条の二 国は、前条第一項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この条において「性的言動問題」という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、 当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要 な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。
- **3** 事業主(その者が法人である場合にあつては、その役員)は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
- 4 労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な 注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければな らない。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

- 第十一条の三 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性 労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を 請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産 に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就 業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切か つ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものと する。

4 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合に おいて、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」 と読み替えるものとする。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務)

- 第十一条の四 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。
- 3 事業主(その者が法人である場合にあつては、その役員)は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
- 4 労働者は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する 言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努 めなければならない。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

- 第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。
- 第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導 事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講 じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合に おいて、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」 と読み替えるものとする。

(男女雇用機会均等推進者)

第十三条の二 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第八条、第十一条第一項、 第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び前条第一 項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるように するために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を 選任するように努めなければならない。

第三節 事業主に対する国の援助

- 第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。
 - その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
 - 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
 - 三 前号の計画で定める措置の実施
 - 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
 - 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項 (労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたと きは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員 とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理 をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項及び第二項(第十一条の三第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

- 第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は 一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助 言、指導又は勧告をすることができる。
- 2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第二節 調停

(調停の委任)

- 第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。
- 2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

- 第十九条 前条第一項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。
- 2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。
- 第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者又は関係当事者と 同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
- 第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該 委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名 する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。
- 第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。
- **第二十三条** 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。
- 2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の完成猶予)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請を した者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について 訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があ つたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

- 第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。
 - 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

- 一 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の 合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- **3** 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認める ときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で 定める。

第四章 雑則

(調査等)

- 第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要 な調査研究を実施するものとする。
- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他 必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を 都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項(第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において 準用する場合を含む。)、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定に 違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告 を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員 及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及 び第五項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十一条第四項、第十一条の

三第三項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十一条の三第一項、第十二条、第十三条の二及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十一条の三第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第十七条第一項又は第二項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行 う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
- 4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
- 5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱つている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節、第十三条の二、同章第三節、前章、第二十九条及び第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節(第十三条の二を除く。)の規定は、一般職の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十 万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(令和八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進者の業務)

2 令和八年三月三十一日までの間は、第十三条の二中「並びに」とあるのは、「、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第八条第一項に規定する一般事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十条の規定による情報の公表の推進のための措置並びに」とする。